

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 20 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 11 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 7 月 18 日 午後 4 時 30 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 23 日 午前 10 時 00 分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 6 日 午後 1 時 30 分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 7 月 24 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 30 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 20 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までです。	

物 件 目 録

- 1 所 在 木田郡三木町大字上高岡字揺木
地 番 1 1 9 0 番
地 目 宅地
地 積 5 5 7 . 0 0 平方メートル
- 2 所 在 木田郡三木町大字上高岡字揺木 1 1 9 0 番地
家屋 番号 1 1 9 0 番
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 5 7 . 9 6 平方メートル
2 階 5 7 . 9 6 平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 車庫
構 造 軽量鉄骨造鋼板葺平家建
床 面 積 約 3 6 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7 年 5 月 2 8 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 木田郡三木町大字上高岡字揺木
地 番 1 1 9 0 番
地 目 宅地
地 積 5 5 7 . 0 0 平方メートル

2 所 在 木田郡三木町大字上高岡字揺木 1 1 9 0 番地
家屋 番号 1 1 9 0 番
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 5 7 . 9 6 平方メートル
2 階 5 7 . 9 6 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 車庫
構 造 軽量鉄骨造鋼板葺平家建
床 面 積 約 3 6 平方メートル



令和6年(ケ)第5号
令和6年2月29日受理
令和6年4月5日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 竹 村 優 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|---------------------------|------------------|
| 1 | 所 在 | 木田郡三木町大字上高岡字榎木 | |
| | 地 番 | 1 1 9 0 番 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 5 5 7 . 0 0 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 木田郡三木町大字上高岡字榎木 1 1 9 0 番地 | |
| | 家屋 番号 | 1 1 9 0 番 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 5 7 . 9 6 平方メートル |
| | | 2 階 | 5 7 . 9 6 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	香川県木田郡三木町大字上高岡1190番地		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類：車庫 構造：軽量鉄骨造鋼板葺平家建 床面積：約36㎡ }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を家財道具類を残置した状態で管理占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣者某	1 Aさんところは、奥さんが亡くなり、Aさんも施設に入っているようなので、現在は誰もいないと思います。人の出入りはありません。
■B (亡Aの二男)	1 私はAの息子（二男）です。父は令和5年12月17日に施設で亡くなりました。私は、父が施設に入所してから定期的に面会をして面倒を見ていました。 2 本件物件1，2土地建物のことの詳細は私には分かりかねます。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執行官の意見



- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。
- 2 三木町役場及び香川県西讃土木事務所での調査では、本件土地は都市計画区域内の非線引区域に存在し、西側及び北側を農道（三木町所有、建築基準法42条2項道路及び建築基準法上の道路ではない道（土地建物位置関係図参照）に接道している。
- 3 物件1土地の範囲については、現況、現地での簡易計測及び14条1項地図から概ねの位置は特定できるものの明確ではない。周囲の土地との境界を明らかにするためには、官民及び民民境界確定協議を実施する必要がある。
物件1土地東端（物件2建物東側）及び中央付近より少し西側（未登記附属建物東側）には、カーポート（土地定着性有）がそれぞれ存在している。
- 4 物件2建物については、経年（築後約27年経過、未登記附属建物については主である建物よりは随分と後に建てられたことが窺われるものの建築時期は不明である）劣化が見受けられる。建物内には犬及び猫の被害と推測される損傷箇所が散見される。また、洗面脱衣所の壁には壁紙の破損箇所が見受けられる。2階南側東洋室に犬及び猫の名前が表示された段ボール箱が3個存在しているが、当該箱の中身については不明である。
- 5 本件物件2建物の現況調査に赴いたところ、施錠不在であったので立会人を付して解錠技術者に解錠させようとしたが、当該建物はピッキング困難な玄関ドアの鍵（上下のダブルロック）であり、窓ガラスも解錠道具を入れることのできない仕様であったことから、キーシリンダーを保存したままの状態破綻する方法で解錠した。調査後は元の状態に復元し、元の鍵で解錠施錠が可能な状態とした。
※ 上記、関係人の陳述及び関係資料等により2枚目記載のとおり報告する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年3月1日(金) 8:40-9:00	物件所在地	接道外観等調査
令和6年3月8日(金) 16:00-16:20	三木町役場	公法上の規制等調査
令和6年3月8日(金) 16:40-16:50	さぬき市長尾東 香川県長尾土木事務所	公法上の規制等調査
令和6年3月11日(月) 8:40-9:00	法務局	公図公簿等閲覧等調査
令和6年3月11日(月) 15:00-16:00	物件所在地	本件土地周辺調査 建物の解錠に試みるも、解錠できず
令和6年3月11日(月) 16:40-16:50	高松市番町1丁目 香川県広域水道企業団 高松事務所	上水関係調査
令和6年3月19日(火) 13:30-15:00	物件所在地	立入調査 評価人同行

(特記事項)

■ 令和 6 年 3 月 1 1 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和 6 年 3 月 1 9 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

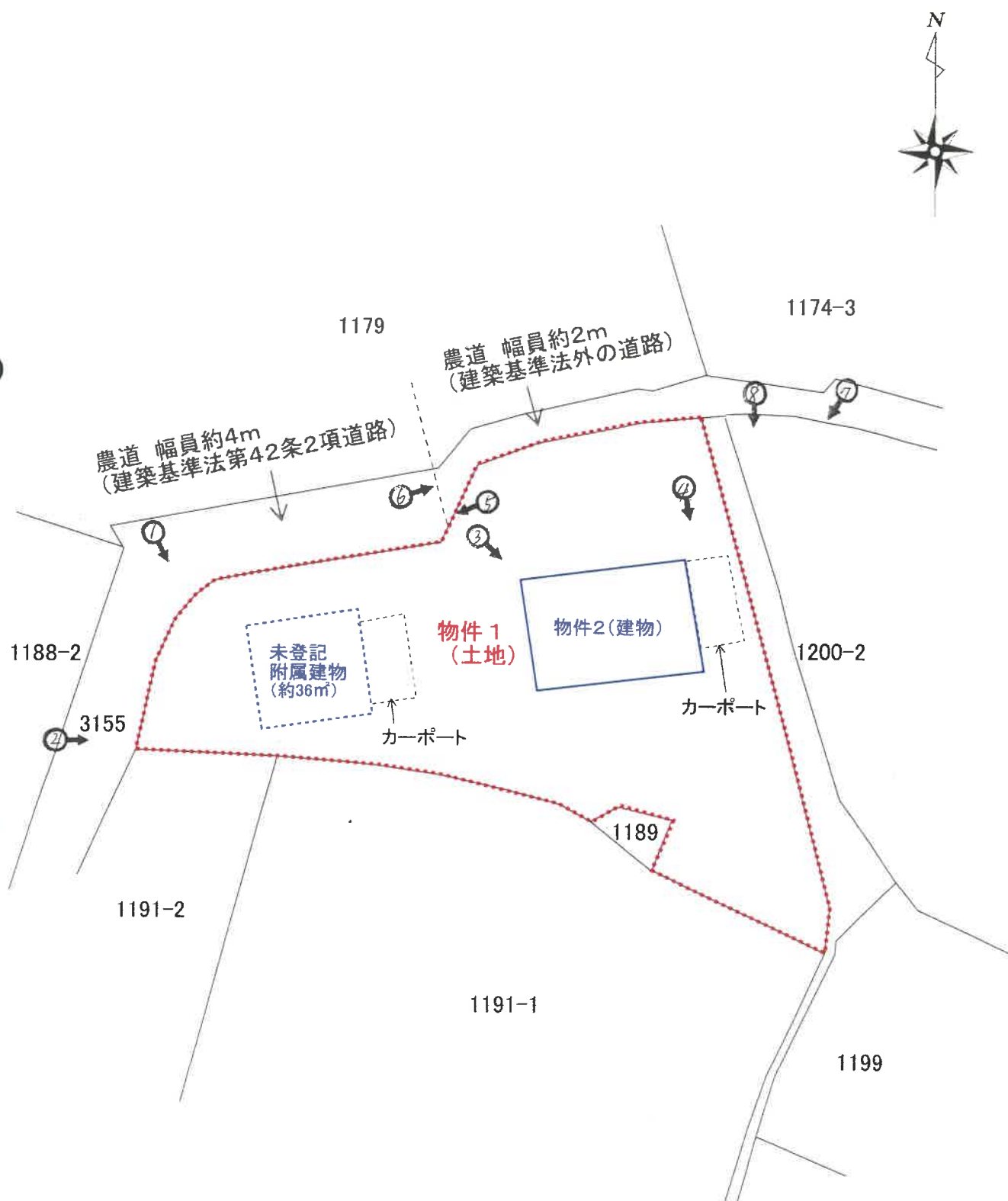
□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

□

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）



(注) 概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

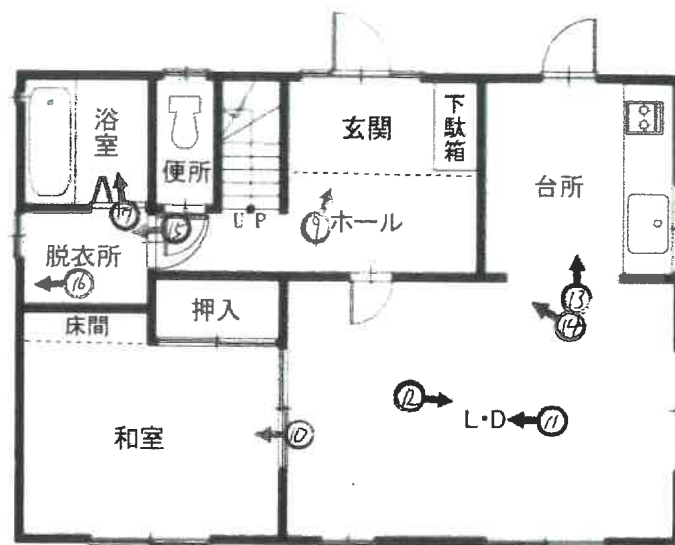
←○
写真撮影位置・方向

(S=1:300)

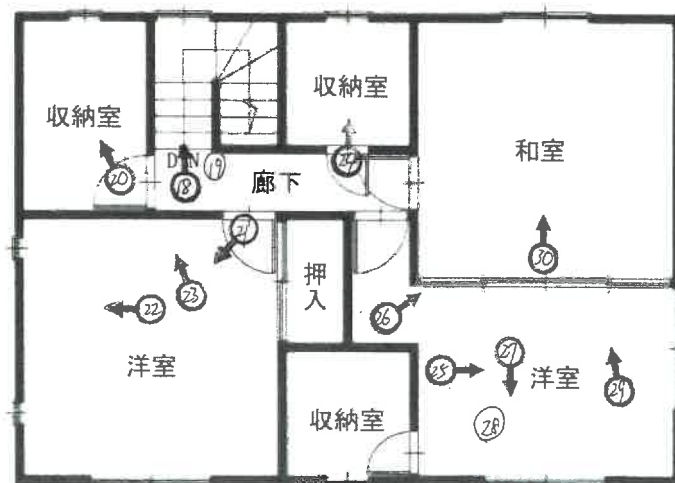
(6 枚目)

建物間取図（概略） 物件 2

1階部分



2階部分



(注) 概略図であり、現況と相違する場合がある。



写真撮影位置・方向

(7 枚目)

(縮尺≒1/100)

1



受命物件の状況

2

物件 2

物件 2 未登記付属建物



物件 1 土地西側及び南側境界付近の状況
農道（三木町所有、建築基準法 4 2 条 2 項道路）

3

物件 2

物件 1



物件 2 建物北側及び西側面の状況

カーポート（土地定着性有）

4

物件 2



物件 2 建物東側の状況

物件 1

カーポート（土地定着性有）

5

農道（三木町所有、建築基準法 4 2 条 2 項道路）

物件 2 未登記付属建物



物件 1 土地北側境界付近の状況

物件 1



物件 1 土地北側境界（東寄り付近）の状況



物件 1 土地の東側及び北側（東端付近）境界の状況



物件 1 土地東側境界付近の状況

9



物件 2 建物の 1 階玄関周りの状況

10



物件 2 建物の 1 階和室の状況

1 1



物件2建物の1階LDの状況

1 2



物件2建物の1階LDの状況

1 3



物件 2 建物の 1 階キッチンの状況

1 4



物件 2 建物の 1 階LDに置かれた犬・猫の餌の状況

1 5



物件 2 建物の 1 階洗面脱衣所の状況

1 6

壁紙の損傷



物件 2 建物の 1 階洗面脱衣所の洗面台横の壁の状況

17



物件2 建物の1階浴室の状況

18



物件2 建物の1階階段の状況

19



物件2建物の2階階段付近壁の犬・猫の損傷被害の状況

20



物件2建物の2階北西角の収納室の状況

2 1



物件 2 建物の 2 階南側西洋室の状況

2 2



物件 2 建物の 2 階南側西洋室のカーペットのシミの状況

2 3



物件 2 建物の 2 階南側西洋室の犬・猫の餌の状況

2 4



物件 2 建物の 2 階階段東側の収納室の状況

2 5

犬のトイレシート



物件 2 建物の 2 階南側東洋室の状況

2 6



物件 2 建物の 2 階南側東洋室壁の犬・猫の損傷被害の状況

27



物件2建物の2階南側東洋室に置かれている犬・猫の名前の書かれた箱の状況

28



物件2建物の2階南側東洋室に置かれている犬・猫の名前の書かれた箱の状況

29



物件2建物の2階南側東洋室北側和室の状況

30



物件2建物の2階南側東洋室北側和室の状況



令和6年 (ケ) 第5号
令和6年3月19日 現地調査
令和6年4月1日 評価

高松地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

鳥飼和彦

第 1 評価額

一 括 価 格	
金 2, 9 6 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1, 2 3 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 1, 7 3 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1 及び物件 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の土地の内訳価格は、物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 積	木田郡三木町大字上高岡字榎木 1190番 宅地 557.00m ²	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積 種類 構造 床面積	(主である建物) 木田郡三木町大字上高岡字榎木 1190番地 1190番 居宅 木造スレート葺2階建 1階 57.96m ² 2階 57.96m ²	(未登記附属建物) 車庫 軽量鉄骨造鋼板葺平家建 約36m ²
番号	特記事項		
1	■ 物件1土地と周囲の土地との境界は、現況上判然としない。 なお、法務局には物件1土地の地図（法第14条第1項）が備え付けられている。 ■ 物件2建物は主たる建物のほか未登記附属建物が存在する。		
2			

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	琴電長尾線「学園通り」駅の南方約2.4km(直線距離) (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	対象物件は三木町氷上地区の農家住宅地域に所在する。近隣地域は、緩やかな丘陵地に農地を主として農家住宅等の戸建住宅が散見される地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 指 定 建 蔽 率 指 定 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域(非線引) 指定なし 70% 200% — なし
画 地 条 件	面 積 : 557.00m ² (公簿地積) 間 口 : 約17m 奥 行 : 約10～30m 形 状 : 不整形 地 勢 : ほぼ平坦地	
接面道路の状況	西面及び北面で主として幅員約4mの舗装農道にほぼ等高に接面する。(建築基準法第42条2項道路に該当) 但し、当該農道に接道する部分のうち東側の約半分は現況幅員が約2mであり、当該部分は建築基準法上の道路ではない。また、当該農道は東方へ向かって下り傾斜しているため物件1土地の北東端部では最大で2m程度の高低差が生じている。(物件1土地が高い)	
土地の利用状況及 び隣地の状況等	・ 物件2建物の敷地として利用されている。 ・ 農地、農家住宅等が隣接する。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : あり (西方の町道に敷設された給水管に個人管を接続して引込んでいる) ガス配管 : なし 下 水 道 : なし	
特 記 事 項	■ 埋蔵文化財の有無 : 三木町教育委員会生涯学習課への照会結果によれば、対象土地の存する土地は文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。 ■ 土壌汚染の可能性 : 登記等による地歴調査、旧住宅地図等からは土壌汚染が疑われる特段の利用履歴は確認できず、土壌汚染の可能性は低い。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成9年7月1日新築 経 過 年 数 ：約27年 経済的残存耐用年数 ：ほぼ満了していると判断した。
仕 様	構 造：木造 屋 根：スレート葺 外 壁：サイディング 内 壁：クロス貼り等 天 井：クロス貼り、敷目天井等 床 ：フローリング、畳他 設 備：電気設備、給排水設備、衛生設備等 その他：太陽熱温水器
床面積（現況）	1階 57.96㎡、2階 57.96㎡ 延床面積：115.92㎡
現 況 用 途 等	階 層 ：2階建 現況用途 ：居宅 間 取 り ：附属資料「建物間取図（概略）」を参照
品 等	中品等
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	「現況調査報告書」に記載のとおり
特 記 事 項	■ 各設備が正常に稼働するか否かは不明である。 ■ 築後約27年経過しており全体的に経年劣化が見受けられる。また、室内で動物（恐らく猫）が飼育されていたようであり、各階とも内壁に引っ掻き疵等の損傷が見られ、異臭も漂っている。その他、2階洋室等の天井のクロスに数か所亀裂が見られた。 ■ 目視によるシロアリの被害の有無は確認できなかったが、詳細は不明である。 ■ 対象建物については、吹付けアスベスト等が使用されている可能性は低いが、アスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。

区 分	未登記附属建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日 : 不明 経 過 年 数 : 不明 経済的残存耐用年数 : ほぼ満了していると判断した。
仕 様	構 造 : 軽量鉄骨造 屋 根 : 鋼板葺 外 壁 : 鋼板 床 : コンクリート 設 備 : 電気設備 その他 : -
床面積(現況)	約 3 6 m ²
現 況 用 途 等	階 層 : 平家建 現況用途 : 車庫 間 取 り : 附属資料「建物間取図(概略)」を参照
品 等	中品等
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	「現況調査報告書」に記載のとおり
特 記 事 項	■ 設備等が正常に稼働するか否かは不明である。 ■ 対象建物については、吹付けアスベスト等が使用されている可能性は低いが、アスベスト含有建材(成形板・仕上塗材等)が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	8,660	0.85	557.00	1.00	4,100,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 さぬき - 3

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$11,400\text{円}/\text{㎡} \times 99.6/100 \times 100/104 \times 100/126 \approx 8,660\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：ほぼ標準的な画地である。

◇地域格差：街路条件 +5% (1.05)、環境条件 +20% (1.20)

相乗積： $1.05 \times 1.20 = 1.26$

イ 個別格差：形状 -15% (0.85)

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：敷地内における建物の配置及び敷地と建物との適応の状態等を考慮して建付減価は発生していないと判断した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
主である建物	166,000	115.92	0.04	770,000
未登記附属建物	33,000	約 36	0.05	59,000
合 計				829,000

ウ 現価率：

■ 主である建物

経済的耐用年数をほぼ満了しており、建物の現況等を考慮して現価率を4%と査定した。

■ 未登記附属建物

経済的耐用年数をほぼ満了しており、建物の現況等を考慮して現価率を5%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	4,100,000	0.50	法定地上権	2,050,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,100,000	-2,050,000		1.0	0.6	1,230,000
2	829,000	+2,050,000		1.0	1.0	0.6
一括価格 (合計)						2,960,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等〔さぬき－3〕

所 在：さぬき市寒川町石田東字東原甲1329番1
価 格：11,400円／㎡
位 置：JR高德線「神前」駅の南方約2.9kmに位置する。
価 格 時 点：令和6年1月1日
地 積：625㎡
供給処理施設：水道
接 面 街 路：南4.5m 市道
用 途 指 定 等：都市計画区域内（非線引）
用途指定無し（建蔽率70%、容積率200%）
地 域 の 概 要：農家住宅、農地等が混在する住宅地域

2 固定資産税評価額（令和5年度）

物件1 2,057,335円
物件2 1,892,579円

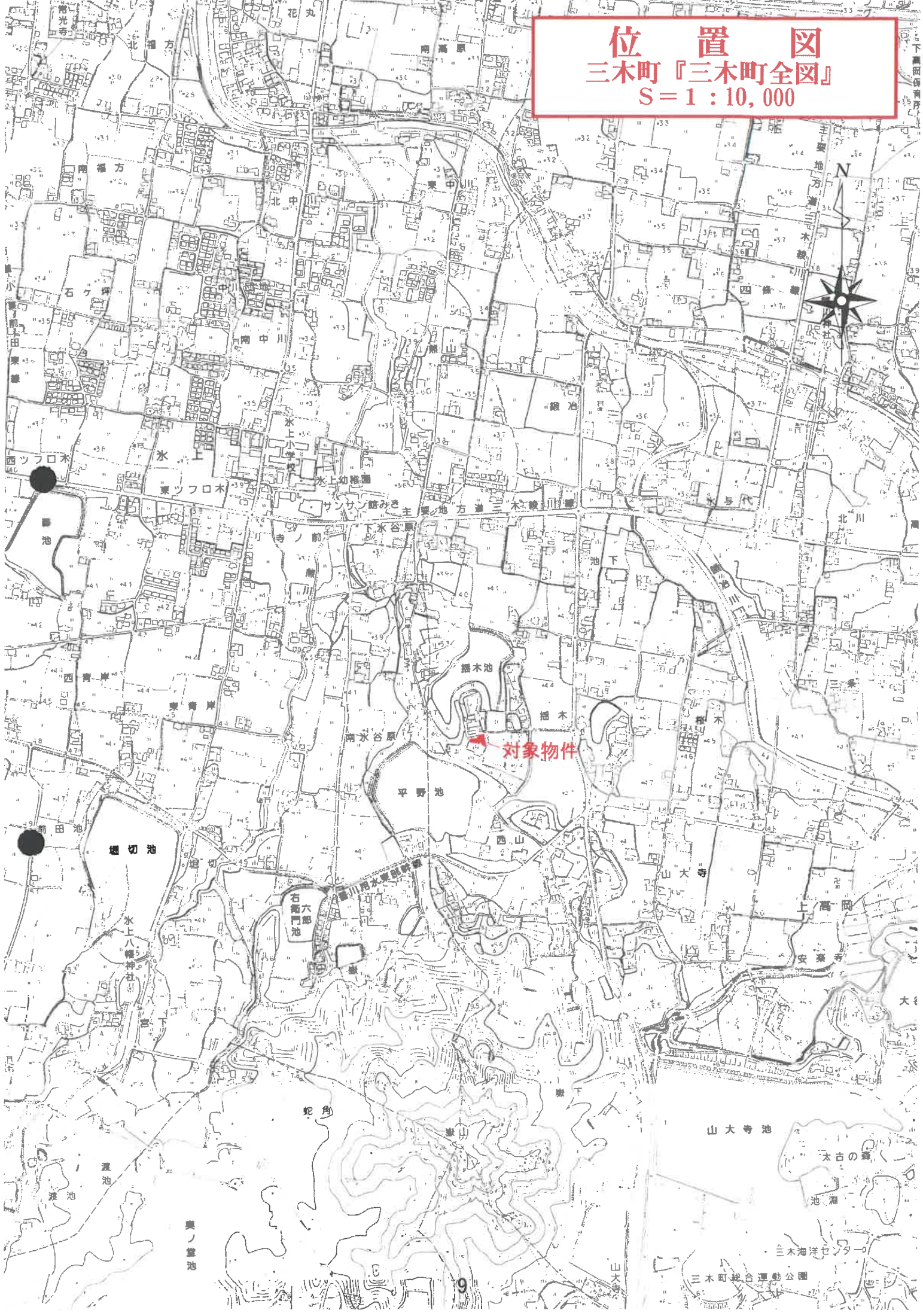
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 土地公図写
- 3 建物図面写 各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図（概略）
- 5 建物間取図（概略）

以 上

位置図
三木町『三木町全図』
S = 1 : 10,000

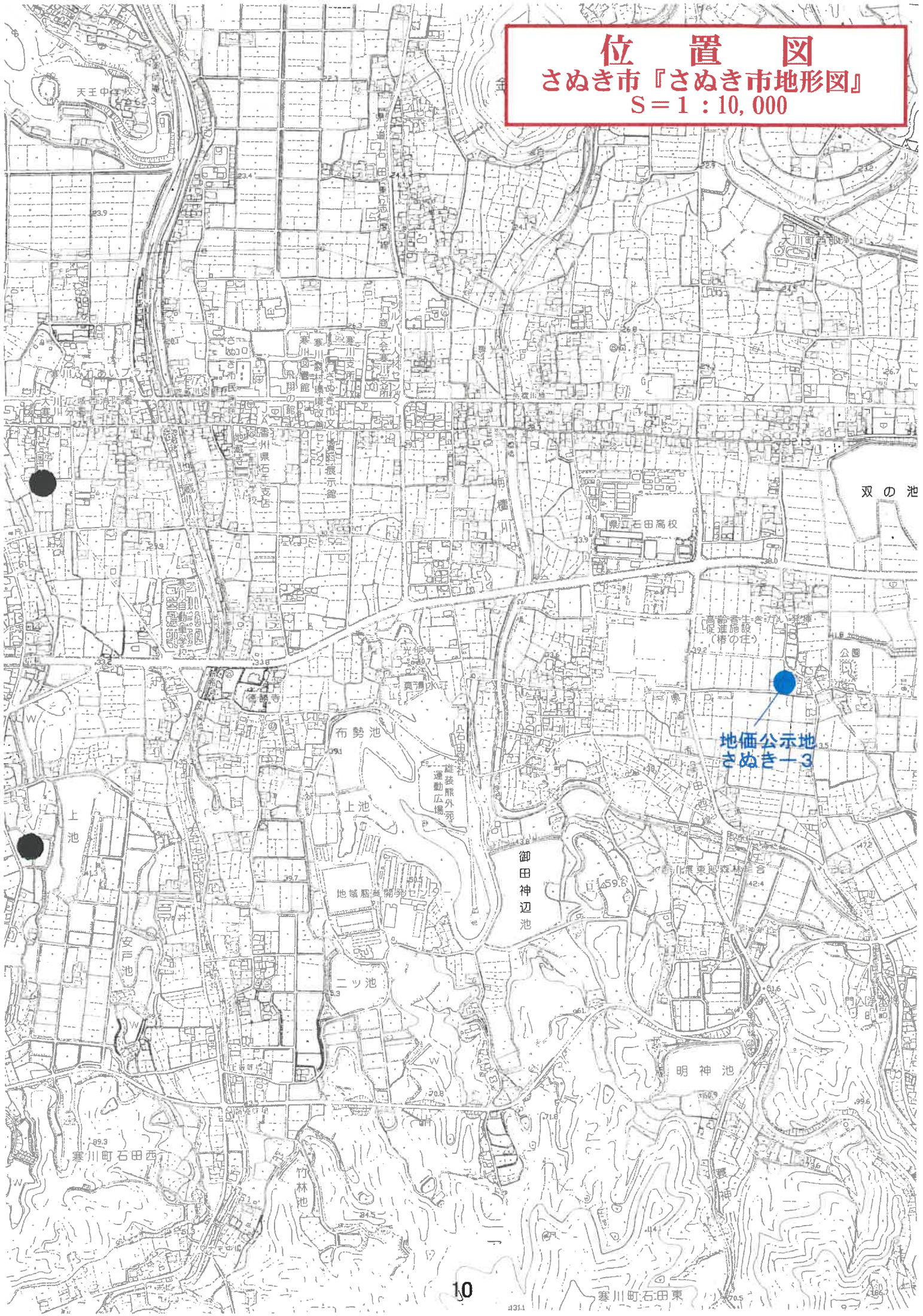


対象物件

三木海洋センター
三木町総合運動公園

位置図

さぬき市『さぬき市地形図』
S = 1 : 10,000



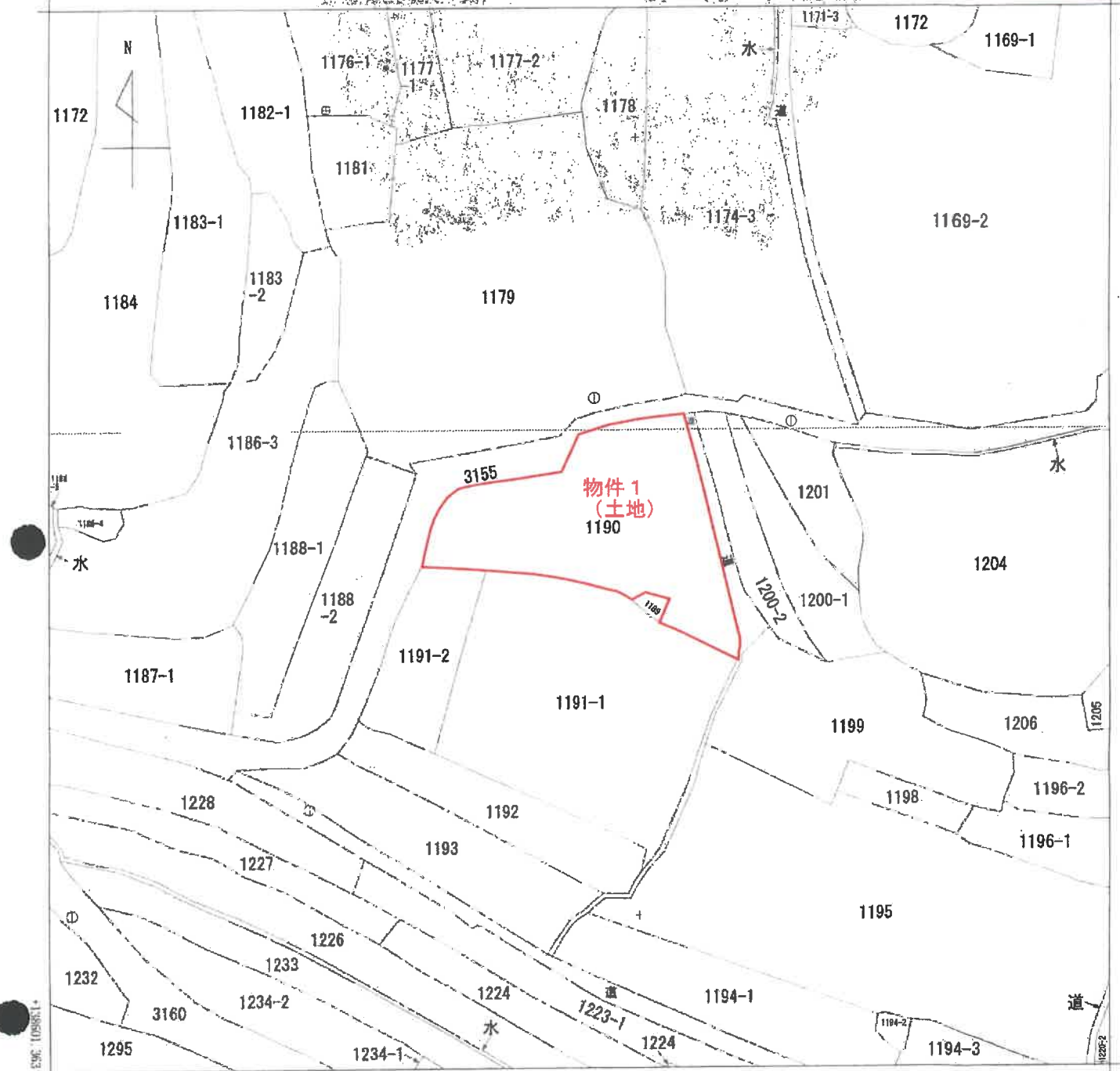
土地公図写

1220-4

1171-3 1172 1169-1

1171-3 1172 1169-1

+138721.363



+58778.513

(経緯値補別：図上測定)

地番区域見出

大字上高岡

請求部	所在	木田郡三木町大字上高岡字稲木					地番	1190番		
出力縮	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和33年				備考付年月日(原図)	昭和41年9月			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年3月11日
高松法務局

請求番号：7-1
(1/1)

登記官

A3版をA4版に縮小

登記年月日：平成9年7月25日

各階平面図

1190.

建物図面

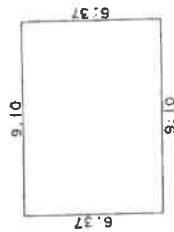
木田郡三木町大字上高岡字稲木1190番地

家屋番号

建物の所在

(面積八号一四・五)

1 階



求積表

$$6.37 \times 9.10 = 57.9670$$

57.9670

床面積 57.96 ㎡

2 階



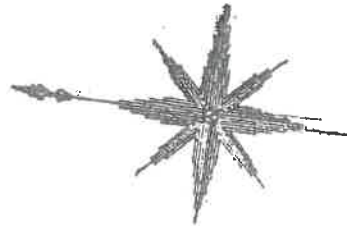
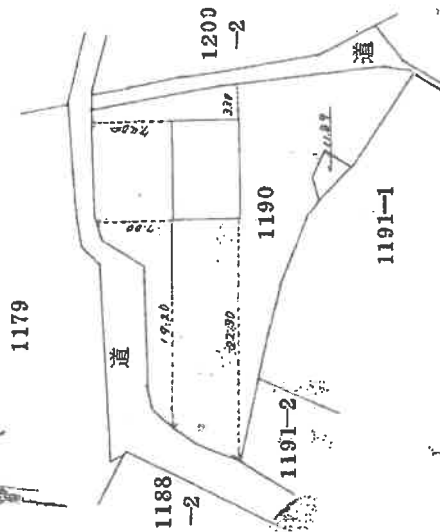
求積表

$$6.37 \times 9.10 = 57.9670$$

57.9670

床面積 57.96 ㎡

物件2 (建物)



作製者

縮尺 1/250

申請人

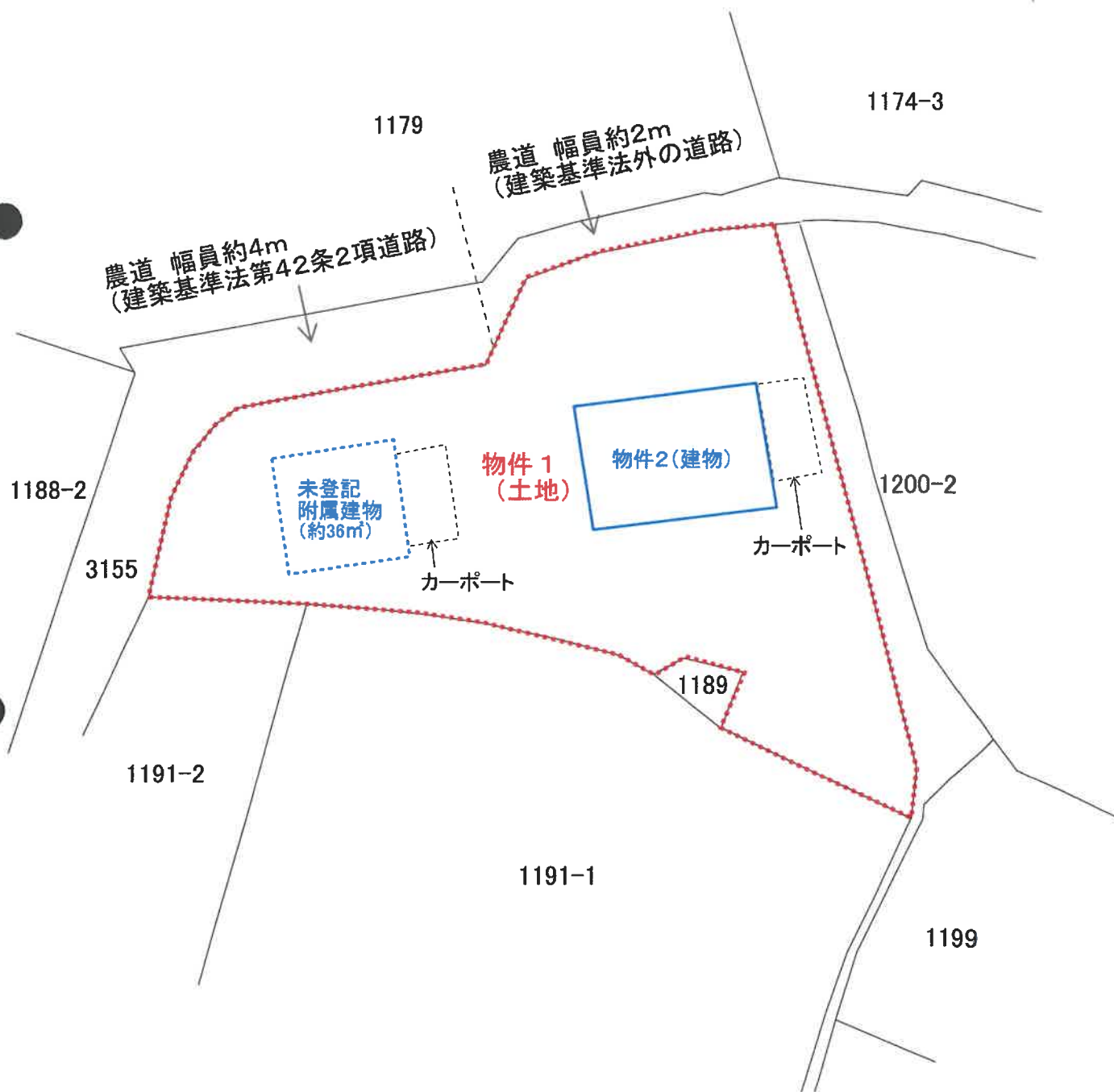
縮尺 1/500

(香川県土地家屋調査士会用品紙)

平成9年7月25日登記

請求番号：7-2

土地建物位置関係図（概略）

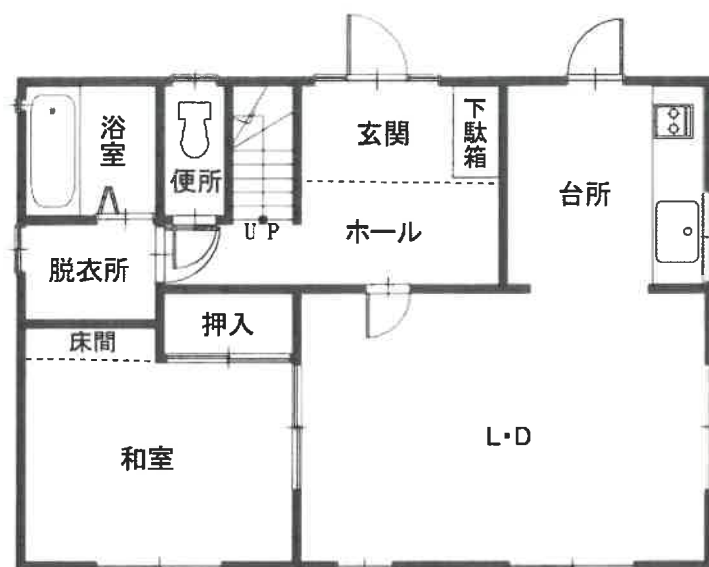


(注) 概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

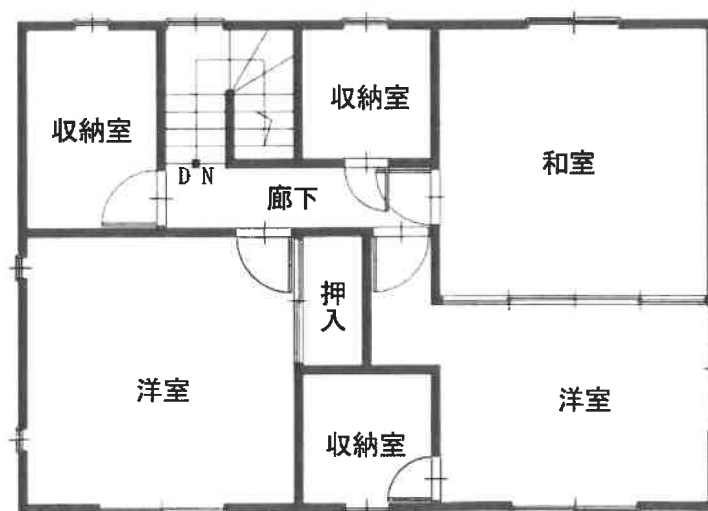
(S=1:300)

建物間取図 (概略) 物件 2

1階部分



2階部分



(注) 概略図であり、現況と相違する場合がある。